監査委員公表第４号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和８年 11 月２日

二宮町監査委員　原　幸男
二宮町監査委員　羽根　かほる

１．監査の種類
定期監査

２．監査の実施日
令和８年 10 月 14 日（水）

３．監査を行った監査委員
監査委員　原　幸男
監査委員　羽根　かほる

４．監査対象とした部課等
都市部下水道課
都市部都市整備課
総務部税務課

５．監査の範囲
令和７年度の財務の状況並びに令和８年度８月末における事務の状況

６．監査の実施内容
財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

７．所掌事務の概要

（１）下水道課

公共下水道事業の財政、計画、認可、公共下水道工事や排水設備に関すること等を担当している。

（２）都市整備課

都市計画に関すること、道路、橋りょう、河川、水路等に関すること、コミュニティバスの運行、住居表示、公園に関すること等を担当している。

（３）税務課

町民税及び県民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税などに関すること等を担当している。

８．監査結果

各課とも、令和７年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上